

(公 印 省 略)
北九保地介第 4199 号
令和 3 年 3 月 2 4 日

各介護サービス事業所 管理者 様
各介護保険施設 管理者 様

北九州市保健福祉局地域福祉部
介護保険課長 岩村 恭代

令和 3 年度 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の通知の差替えについて (通知)

平素より本市の保健福祉行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

令和 3 年 3 月 19 日付北九保地介第 4122 号「令和 3 年度処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の届出について」を通知したところですが、厚生労働省より、「令和 3 年 3 月 16 日付老発 0316 第 4 号厚生労働省老健局長通知」について、当該通知の差替えに関する連絡がありましたのでお知らせします。

ホームページに掲載している同通知について、令和 3 年 3 月 24 日 13 時に差替えを行いましたので、それ以前にダウンロードされた方は、修正後の通知との差替えをお願いします。

記

1 対象事業所

令和 3 年度に介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算を算定する事業所

2 該当する厚生労働省からの通知

令和 3 年 3 月 16 日付老発 0316 第 4 号「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」

3 通知の掲載場所 (市ホームページ)

トップページ > 暮らしの情報 > 福祉・人権 > 介護 > 介護職員処遇改善加算 >

令和 3 年度 介護処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算について

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/16800433.html>

4 新旧対照表

	新	旧
p. 10・ 19 行目	処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのい ずれかを算定していること(特定加算 と同時に処遇改善加算に係る計画書 の届出を行い、算定される場合を含 む。)	処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのい ずれかを届出を行っていること(特定 加算と同時に処遇改善加算にかかる 計画書の届出を行っている場合を含 む。)

<p>p. 12・ 26 行目</p>	<p>処遇改善加算等を取得しようとする介護サービス事業者等は、処遇改善加算等を取得する月の前々月の末日(令和3年度に4月から処遇改善加算等を取得しようとする場合は、令和3年4月15日)までに、介護サービス事業所等ごとに、当該介護サービス事業所等の所在する都道府県知事等(当該介護サービス事業所等の指定等権者が都道府県知事である場合は都道府県知事とし、当該介護サービス事業所等の指定等権者が市町村長(特別区長を含む。以下同じ。)である場合は市町村長とする。以下同じ。)に提出するものとする。</p>	<p>処遇改善加算等を取得しようとする介護サービス事業者等は、処遇改善加算等を取得する月の前々月の末日までに、介護サービス事業所等ごとに、当該介護サービス事業所等の所在する都道府県知事等(当該介護サービス事業所等の指定等権者が都道府県知事である場合は都道府県知事とし、当該介護サービス事業所等の指定等権者が市町村長(特別区長を含む。以下同じ。)である場合は市町村長とする。以下同じ。)に提出するものとする。</p>
-------------------------	--	---

【問い合わせ先】

北九州市 保健福祉局 地域福祉部 介護保険課
事業者支援係 今津屋、亀石
TEL:093-582-2771 FAX:093-582-2095